

遠隔支援システム利用に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、高大連携を目的として平成25年度に学務部教務チームに導入した遠隔授業を可能とする機器及びコンテンツ（以下「遠隔支援システム」という。）の利用及び所管に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この申合せにおいて、遠隔支援システムとは、平成25年度に尾鷲高等学校、伊勢高等学校、津高等学校、桑名高等学校（以下「4つの高等学校」という。）及び三重大学内に設置した遠隔授業に関する機器をいう。

(利用目的)

第3 遠隔支援システムは、高大連携、遠隔授業、地域連携等の事業に利用することを目的とする。

(所管)

第4 学務部教務チームと教育学部は、協議の結果、平成29年度から教育学部へ遠隔支援システムの管理替えを行う。

(設置校)

第5 遠隔支援システムの設置先を4つの高等学校から変更する場合は、予めアドミッションセンターと協議を行うものとする。

(利用手続)

第6 遠隔支援システムの利用手続は、次のとおりとする。

- (1) 教育学部の者が遠隔支援システムを利用しようとする場合は、別紙様式により教育学部チームに申請するものとする。
- (2) 教育学部以外の者が遠隔支援システムを利用しようとする場合は、別紙様式によりアドミッションセンターに申請し、同センターが取りまとめたうえ、教育学部チームに申請するものとする。

(報告)

第7 教育学部は、遠隔支援システムの利用実績を、四半期毎に別紙様式によりアドミッションセンターへ報告する。ただし、第6第2号の規定により受付した申請分については、報告を不要とする。

(その他)

第8 遠隔支援システムの利用に伴い問題等が発生した場合は、アドミッションセンターと教育学部の間で協議するものとする。

付 記

この申合せは、平成29年6月9日から実施する。